法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-01-19

特集「文化財としての古文書と記録」企画の趣 旨

SAWATO, Hirosato / 澤登, 寛聡

```
(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
58
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
2
(発行年 / Year)
2002-09-30
```

特集「文化財としての古文書と記録」企画の趣旨

8 は 技能で保存措置を講ずる必要があるものを選定保存技術(第八三条の四の第一項)と規定している。このうち有形文化財 ならびに絵画についての「調査・保存・研究・活用の現状と課題」を、各々の立場から発表・論議する場としてみた。 れとは異なって検討の対象を「古文書と記録(古記録)」に絞り、文字・言語資料としての木簡・墨書土器・古文書・記録 の法政大学史学会大会(二〇〇一年一二月一八日)のシンポジウムは、 活発な議論が展開された。また、その成果は『法政史学』第五二号(一九九九年九月)の特集号で公開されている。今回 絵画・遺跡・考古資料・建造物・「土木文化財」などと多種多様な文化財についての調査・保存・研究・活用をめぐって 究と文化財」は、博物館や文化財保護事業にたずさわる多くの会員の参加を得て成功裡に進められた。ここでは、古文書・ :かに⑥土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財 (第五七条第一項)、⑦文化財の保存のために欠く事のできない技術 『法政史学』の第五〇号刊行を記念して一九九八年六月一三日、法政大学市ヶ谷校地で開催されたシンポジウム「歴史研 ところで、われわれが検討の対象とした古文書や記録は、文化財保護法でいうと有形文化財にあたる。保護法の第二条 「その他(古文書以外)の有形の文化的所産」、⑨考古資料、⑩「その他(考古資料以外)の学術上価値の高い」歴史資 文化財を①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤伝統的建造物群という五つの類型に分け、この 「我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高い」①建造物、②絵画、③彫刻、④工芸品、⑤書跡、⑥典籍、⑦古文書、 前回の続編(パートⅡ)として企画されたが、そ

特集「文化財としての古文書と記録」企画の趣旨(澤登)

文化財の保護事業に取り組む東京の特別区や一部の自治体もあった。 講じようとする文化財登録制度を創始し、文化財の価値に優劣の差別は存在しないという立場から登録制度を中心とする と称されて批判されてきた。また、こうした「優品主義」に対して、基本的には全ての文化財に網掛けをして保護措置を そのようなポリシーに支えられた歴史資料の保存であった。したがって、文化財に対する国の政策上の姿勢は ら戦後歴史学が課題としてきたのは、右のような文化財に基づく、国を動かした一部の政治家や官僚のための歴史ではな 対象とするのは となった古文書や記録は、どちらかというと右のような、国が保護すべき文化財の範疇に入らない場合が多い。 く、有史以来、この列島に生きた普通の人々がどのように歩んできたのか、という点を明らかにしようとする歴史であり、 建造物以外の指定文化財を重要文化財・美術工芸品と呼び慣わしている。さて今回、 「我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高い」・「学術上価値の高い」文化財だからである。 シンポジ しかしなが ゥ 国が指定 ム で対象

史料をカバーしている。そして、公文書館法の制定は全国各地の自治体で公文書館の設置を促したが、この結果、 重原則を視野に入れた保存・管理・公開 も単に古文書・記録を利用する立場からだけの従来の史料学(史料批判)ではなく、 のように公文書館法で対象とする歴史資料は、文化財保護法で定義される⑦・⑧・⑨・⑩より社会的に遥かに深く幅広 でいう歴史資料には右のほかに古文書や私文書(企業・労働組合の文書、その他の団体の文書、等)も含まれている。 用することを保証し、このために必要な措置を講ずる責務を国や自治体に課す法律で、議員立法として制定された。 公文書館法であろう。 古文書や記録の保存にとって大きな転機となったのは昭和六二年(一九八七)一二月、 NGO的な草の根による歴史資料の現地保存運動とも結びついて現在にい 公文書館法は、 国や自治体が保管する公文書、 (閲覧)の学、それらと結びついた史料批判の学としての史料学が志向され、 その他の非現用の記録を、 たっている。 古文書・記録の出所原則や 法律第百十五号として成立 歴史資料として保存・ した ま

上のような近年の趨勢を背景として議論されたのであるという点を付記し、問題提起の詞にかえたい。 保存運動とも深い関連をもっている。 今回のシンポジウムで討議された内容は、公文書館法制定以後、この法律で定義された歴史資料をめぐる研 紙幅の都合上、これ以上の点を書くことはできないが、 今回のシンポジ ウムは、 究 の 影響や 以